

議事日程(第1号)

令和3年3月3日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 令和2年 発議第2号 児玉求議員に対する懲罰動議
- 追加日程第1 発議第 1号 児玉求議員に対する懲罰動議
- 日程第 6 議案第 4号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第 7 議案第 5号 須恵町外二ヶ町清掃施設組合同約の変更について
- 日程第 8 議案第 6号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同約の一部変更に関する協議について
- 日程第 9 議案第 7号 須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第 8号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 9号 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第12 議案第10号 令和2年年度須恵町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第13 議案第11号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第12号 令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第13号 令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第14号 令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第15号 令和2年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第16号 須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第17号 須恵町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第18号 令和3年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第21 議案第19号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第22 議案第20号 令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第23 議案第21号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第24 議案第22号 令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について

日程第 2 5 議案第 2 3 号 令和 3 年度須恵町水道事業会計予算の提出について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 令和 2 年 発議第 2 号 児玉求議員に対する懲罰動議
- 追加日程第 1 発議第 1 号 児玉求議員に対する懲罰動議
- 日程第 6 議案第 4 号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第 7 議案第 5 号 須恵町外二ヶ町清掃施設組合同約の変更について
- 日程第 8 議案第 6 号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同約の一部変更に関する協議について
- 日程第 9 議案第 7 号 須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 8 号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 9 号 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第 12 議案第 10 号 令和 2 年年度須恵町一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 日程第 13 議案第 11 号 令和 2 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 議案第 12 号 令和 2 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 13 号 令和 2 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 14 号 令和 2 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 15 号 令和 2 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 16 号 須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 17 号 須恵町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 18 号 令和 3 年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 21 議案第 19 号 令和 3 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第 22 議案第 20 号 令和 3 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第 23 議案第 21 号 令和 3 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第 24 議案第 22 号 令和 3 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について

日程第25 議案第23号 令和3年度須恵町水道事業会計予算の提出について

出席議員（14名）

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	7番	児玉求
8番	世利孝志	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	田ノ上真
12番	田原重美	13番	三上政義
14番	今村桂子	15番	松山力弥

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	係長	白水誠
----	-----	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	安河内文彦	総務課長	諸石豊
会計管理者	合屋浩二	子ども教育課理事	御手洗文生
地域振興課長	甲能裕和	上下水道課長	稲永勝章
健康増進課長	今泉英明	住民課長	合屋真由美
福祉課長	吉川聡士	都市整備課長	世利昌信
まちづくり課長	平山幸治	社会教育課長	安河内ひとみ
税務課長	横山剛	住民課参事	百田敦
総務課参事	舩本直明	まちづくり課参事	船井弘喜
子ども教育課参事	吉本孝治	総務課課長補佐	白水婦美
監査委員	吉松辰美		

※ 午後から 安河内文彦教育長 欠席

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。コロナ禍の中で、この1年間議会をやってきたわけ  
でございますけども、令和2年度の最後の議会でありますけども、昨年1年は全員そろって、執  
行部の方そろって議会がなかなかできませんでしたが、緊急事態宣言が解除されたおかげで、  
今日は全員が執行部の方が出ておられますので、また3年度の予算もありますし、この議会をち  
ゃんと皆さんの審議していただきたいと思っております。どうかよろしくお願いします。

開会前に、広報委員会より会期中の議場内の写真撮影の申し出がっており、許可したいと思  
いますので、よろしくお願いします。

ただいまから、令和3年第1回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に、議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。

令和3年第1回定例会議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

2月24日午前10時より議会運営委員会を開催し、令和3年第1回定例会の運営について協  
議いたしました。

今回提出された議案は20件、町長諸報告6件、閉会中の組合議会報告4件で、ほかに前定例  
会から継続審査の懲罰動議1件でございます。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会8件、文教厚生委員会3件、予算審査特別委  
員会7件で、議案第4号及び第6号については、本日提案後採決、議案第18号から23号まで  
の令和3年度の新年度予算については一括議題といたします。

次に、日程でございますが、本日当初本会議、4日午前10時から予算審査特別委員会、終了  
後、各常任委員会を開催いたします。8日午前10時から中本会議、9日午前9時から一般質問  
を行い、終了後に全員協議会を開催いたします。10日午前9時から工事現場視察終了後、総務  
建設産業委員会、11日、15日、16日の3日間で新年度の予算審査を行い、16日のみ  
13時からとしております。19日10時から最終本会議、終了後に広報特別委員会を開催いた  
します。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

---

### 日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第1回定例会の会期を本日から3月19日までの17日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第1回定例会の会期を本日から3月19日までの17日間と決定しました。

---

### 日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、8番議員、9番議員を指名します。

---

### 日程第3. 町長の諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。本日、3月議会を招集しましたところ、議員全員参加の下、当初本会議を開催できますことを心から感謝を申し上げます。

諸般の報告を申し上げます前に、令和2年度はコロナ対策緊急事態宣言発令とともに、令和2年3月議会で承認いただいた事業項目を粛々と遂行していくのはもちろんのこと、新型コロナウイルス感染症防止対策、コロナ禍での災害対策、コロナワクチン接種準備等々、当町議会の御支援、御協力を賜り、何とか乗り切ることができました。この場を借りまして、心から感謝と御礼申し上げます。

このコロナ感染症が蔓延していく中で、不安が募る状況並びに不便を強いたにもかかわらず、我が町の町民の方々は、冷静にそして協力的視野に立ちながら1年間を過ごしていただきましたことに対しまして、この場を借りまして、町民の方々、医療関係者の皆様、企業の方々に心から感謝と御礼を申し上げます。

このコロナ感染症を通して強く感じたことは、我が須恵町議会の質の高さと須恵町民の方々の豊かな心、優しさをひしひしと感じ、すばらしい町であると再認識させられ、須恵町民であることに対して誇りを与えていただいた1年間ありがとうございました。

それに甘えることなく、令和3年度に向かって議員各位、町民の方々、企業の方々、そして役場職員が一丸となってまちづくりが行えるよう努力してまいります。御協力のほど、よろしくお願いたします。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。

### **令和3年度一般会計当初予算について**

まず始めに、令和3年度一般会計当初予算についてでございます。

令和3年度、一般会計の歳入歳出当初予算の総額は、104億1,000万円で、前年度当初予算に比較いたしますと、10億4,000万円の増額、伸び率はプラス11.1%で、100億を超える過去最高額となっております。

まず、歳入予算でございますが、町税につきましては、個人町民税は1.7%の減、法人町民税は25.6%の減、固定資産税におきましては2.7%の減となっております。

町税全体といたしましては、4.3%の減、1億2,900万円余りの減収を見込んでいるところでございます。

次に、地方交付税でございますが、令和3年度の地方財政計画においては、地方交付税の出口ベースの交付額は、令和2年度比5.1%増の見込みで計上されております。

町税は、新型コロナウイルスの影響で減収となることや、歳出項目に地域デジタル社会推進費が臨時費目として創設されることから、本町への交付は20億700万円ほどと見込んでおります。

次に、国庫支出金につきましては2.4%の減、11億3,400万円程度を見込んでおります。

寄附金につきましては、令和3年度もふるさと応援寄附金の増額を見込んで10億5,000万円を計上いたしております。

町債につきましては、臨時財政対策債を43.3%増の4億3,000万円を計上しております。

そのほか、緊急防災・減災事業、第一小学校長寿命化事業、第三小学校校舎改修事業、文化会館舞台照明改修事業、道路改良事業などの財源として、合わせて3億840万円を計上いたしております。

なお、歳入歳出予算、収支不足の財源措置としましては、財政調整基金から繰入金5億2,000万円に対応しております。

次に、歳出予算でございます。

まず、義務的経費の人件費でございますが、先に職員数の状況を報告いたしますと、令和2年度の退職者が5人、採用職員は今年1月の採用を含めて8人となりまして、全職員数は、再任用職員4名、任期つき職員1名合わせて158人となります。

一般会計におきましては、平均年齢は40歳、平均給料月額が3,892円下がっております。

補助費につきましては、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金が8,137万3,000円の増、介護保険事業の地域密着型施設等整備補助金が3,942万4,000円新規計上などにより9.7%の増となっております。

毎年増加を続けております扶助費につきましては、障害者支援費・自立支援給付費が7,992万円の増などにより4.6%の増となっております。

物件費は、ふるさと応援寄附金事業が5億9,646万7,000円の増などで、35.2%の増となっております。

次に、施設整備、基盤整備事業の、いわゆる普通建設事業費でございますが、交付税措置がある起債を活用してアザレアホールの舞台照明改修に1億9,500万円、須恵第三小学校校舎外

壁・防水改修に8,763万4,000円、国庫補助を活用しまして教育施設の環境整備を図ります。

国の社会資本整備総合交付金を活用して新原・旅石線道路改良に、4,100万円を計上しまして、安心・安全のまちづくり、生活環境の維持・向上を図ってまいります。

最後に繰出金でございますが、公共下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険広域連合ほかへの繰出金など、合わせまして13億9,731万円を計上いたしております。

このほかに、新型コロナウイルス対策事業として550万円を計上しておりますが、令和2年度第3次補正分の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金1億4,000万円につきましては、当初予算計上に間に合いませんでしたので、6月定例会もしくは臨時議会で補正をさせていただきたいと今準備しております。

以上、令和3年度の一般会計当初予算の報告でございますが、須恵町の財政状況は新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にありますが、必要とされる施策や事業につきまして、積極的に取り組んだ予算編成ができたものと思っております。

今後も、安全で安心な住みよいまちづくりを目指し、なお一層気持ちを引き締めて、健全な財政運営に努める所存でございますので、どうか議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 令和3年度国民健康保険特別会計当初予算について

次に、令和3年度国民健康保険特別会計当初予算でございます。

予算総額は30億2,100万円、前年度と比較しまして、率で1.7%、金額で5,200万円の減額となっております。

平成30年度の国保制度大改革から4年目を迎え、令和3年度須恵町の国民健康保険の平均被保険者数は、高齢化による後期高齢者医療制度への移行により減少しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、社会保険への移行が減り、転入や社会保険からの加入増加などによりまして、令和2年度と同じく5,800人ほどになる見込みで、予算編成をさせていただいております。

具体的には、歳出におきまして、保険給付費を1人当たりの医療費の増を見込み、対前年度比540万円増額し、21億7,900万円、県から医療給付費等の見込みで示されます国民健康保険事業費納付金は、5,800万を減額し7億7,200万円予算計上いたしております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、被保険者の受診控えと自治体の軽減負担を考慮され、県から示された額でございます。

歳入におきましては、国民健康保険税は、県が市町村ごとに示しました本来の税率や県への納付金を参考に検討を重ね、また、新型コロナウイルス感染症等の影響を加味した結果、令和3年

度におきましても、税率改定は行わず、対前年度比2,000万円の減額となり、保険給付に必要な費用などを県が市町村に支払う保険給付費等交付金に22億円計上いたしております。

本年度も、国から多額な公費が投入され、一般会計からの赤字補填は、当初予算ベースで、対前年度比較2,600万円の減額となっております。

今後も、県や国保連合会の支援を受け、予防・健康づくりの重症化予防など、きめ細かい保健事業をより積極的に展開し、住民皆様の健康保持・増進に一層注力していくことを踏まえ、保健事業を強化し、医療費適正化の推進により、より一層収支両面にわたる効果的かつ効率的な取組に努めてまいりますので、今後とも議員各位の変わらぬ御支援と御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 令和3年度水道会計予算

次に、令和3年度水道会計予算でございます。

収益的収支予算の収入額は、6億4,939万5,000円で、対前年度比2.2%の増、金額にして1,403万1,000円の増です。これは、給水収益及び水道申込加入金の増によるものでございます。

支出額は、5億9,237万8,000円で、対前年度比1.8%の減、金額にして1,109万4千円の減となっております。人事異動による、人件費等の減額によるものでございます。

令和3年度の収支は、3,035万4,000円の利益剰余金が見込まれております。

次に、資本的収支予算の収入額は、2,700万円で、対前年度比28.6%の増、これは、工事負担金の増によるものでございます。

支出額は、1億8,951万8,000円で、対前年度比9.5%の増、建設改良費の増によるものです。

不足する額1億6,251万8,000円につきましては、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

それと、もう一つ報告があるんですけども、須恵町が構成団体となっております福岡地区水道企業団最後の水源開発である五ヶ山ダムの水道用水が供給開始され、昭和48年度の企業団設立から行ってきた水源開発が完了いたしました。今後は、施設の維持管理が中心の時代に移行することを報告いたします。今後も、水源の汚染防止を図り、良質な水を安定的に供給できるよう努めてまいります。

### 本年度実施の新型コロナウイルス感染症に対する町独自支援策について

次に、本年度、令和2年度実施の新型コロナウイルス感染症に対する町独自の支援策について報告申し上げます。

今年度、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、町民や町内で事業をされている方々へ、議



会の御理解と御協力を賜り、町独自の支援策を実施してまいりました。現在実施中の事業もありますが、主な事業について報告させていただきます。

まずは、生活支援商品券ですが、町民の生活支援と町内事業者を支援するため、7月に全世帯、11月に高齢者を対象とした商品券を配布し、配布枚数約34万枚に対し、換金枚数が約30万枚で、約9割の商品券が120の加盟店舗で使用されています。この商品券の利用を通じて、町民の皆さんや町内事業者の方々が少しは元気になっていただけたのではないかと考えております。

商品券は3月末まで使用できますので、まだ御使用されていない方々につきましては、広報等を通じて、お忘れないように御利用していただきますようお願いしております。

次に、小規模事業者応援給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少している小規模事業者を対象に、552事業者の方に対し給付しました。概算であります。町内の約5割の事業者の方に給付することができ、企業活動の維持または継続のために役立てていただけたと思っております。

また、感染リスクを負いながら、町民の生活に必要な施設運営を継続していただいている、医療施設、介護・福祉サービス事業所、私立保育所等の101の事業所や、私立保育所の職員と学童保育指導員152人に対して、感謝と応援の気持ちを込めた給付金を給付させていただきました。まだ先の見えない状況ではありますが、引き続き町民の生活のため、事業運営をお願いしたいと考えております。

事業継続支援事業といたしまして、感染拡大の影響を受けながらも事業継続していただいている事業者や離職等を余儀なくされた町民の方々を支援するため、家賃支援給付金の申請サポートや、正社員雇用促進給付金事業を実施し、町と商工会や企業クラブまたはSUENOBAとの連携により、町内の事業者の支援を行っております。

学校や園に対しては、コロナ禍の中、遠足や修学旅行・社会科見学などの感染防止対策に係る追加費用の補助を行い、安全を確保しながら行事ができるよう実施を支援いたしております。行動の制限が求められる中、万全の安全対策を講じ、校外活動を行うことができたと自負しております。

中学校の修学旅行は、緊急事態宣言の延長により、現在3月中旬の実施に向け、教育委員会のほうで検討をしているところでございます。解除されましたので、実施に当たり、感染防止対策のための補助金の交付を考えております。

昨年12月には、新しい生活様式の実践と定着または持続させることを推進することを目的として、キャッシュレス決済還元キャンペーンを1か月間実施し、新規にキャッシュレスを導入していただいた店舗が20店舗増え、決済金額においては、前月比で290%の決済金額で、約8,700万円の決済額の報告があっております。まさにキャッシュレス決済の普及と消費の喚

起につながる効果があったと考えております。

新型コロナウイルス感染対策につきましては、まだ見通しが立たない状況ではございますが、引き続きアフターコロナになったときに、町民の皆様がにっこり笑えるようなまちづくりの施策を講じてまいりたいと考えております。

### 新型コロナウイルスワクチン接種について

次に、新型コロナワクチン接種についてでございます。

新型コロナワクチンの接種に当たりましては、2月8日付で地域活性化センター、新型コロナウイルスワクチン接種対策事務局を設置し、専任職員と兼任職員合わせて8名の体制で、町民へのワクチン接種体制を構築中で、4月から開始される見込みの高齢者への接種について準備を進めているところでございます。

新型コロナワクチン接種につきましては、国の方針が状況に応じ、その都度修正されているところでありますが、現時点においては福岡県が実施する医療従事者等に対する優先接種の開始は3月とされているところであり、須恵町医師会及び医療機関の間で、3月中旬からの接種開始として調整を進めております。市町村が実施することとなる高齢者に対する接種は、全国一斉に4月下旬以降からの接種を開始することとされております。

当町におきましては、4月中旬に優先接種の高齢者に対する接種券を送付できるよう、1月27日に補正予算を専決し、ワクチン接種のための接種券送付に向けた接種券の印刷発送に係る準備を今行っている段階でございます。

さらに、2月5日の第1回臨時会において町民の方からの相談や集団接種の予約を受けるコールセンター設置の委託料をはじめとする接種体制確保のための補正予算を議決いただき、現在、国のガイドラインに基づき、コールセンター業務の構築を進めるとともに、町内医療機関の個別接種体制について、3医療機関との調整並びに集団接種の会場を、地域活性化センターとし、準備を進めているところでございます。

3医療機関と申しますのは、御説明申し上げますが、水戸病院、泰平病院、たかさき脳神経外科でございます。

また、国からワクチン保管用の冷凍庫が3台当町に配布される予定であり、その配置場所の調整など準備を進めているところでありますが、当町で1台目となるワクチン接種用の超低温冷凍庫が2月24日に基本型施設の水戸病院に配備されたところであります。

その後、泰平病院、たかさき脳神経外科への配備分として順次配備する予定としておりますが、準備等がありますので、先に当町購入しておりますディープフリーザーを配備し、集団接種会場ともに配備する計画であります。

本町におきましても、まずは医療従事者からの接種が執り行われ、接種終了と同時に高齢者の

接種ができますよう医療従事者の接種会場の貸出し等支援ができるよう体制を準備しております。

今後、須恵町医療機関をはじめ、福岡県、粕屋保健福祉事務所などの指導、御協力を仰ぎながら、ワクチンの供給が開始された際には、速やかに接種対象者へのワクチンが接種できるようさらに準備を進めるとともに、より多くの町民の方々にワクチン接種をしていただけるよう周知に努めてまいります。

私といたしましては、令和3年度最重要施策として、コロナワクチン接種を掲げておりまして、全ての町事業よりも最優先したいと考えております。各種団体や各種施設利用においても、コロナワクチン接種により、大変御不便をおかけしますが、関係各課を通しまして、各団体に対して御理解、御協力を仰ぐ予定といたしております。

#### **須恵町ふるさと応援寄附金事業、須恵町まち・ひと・しごと創生推進寄附金事業について**

最後に、須恵町ふるさと応援寄附金事業、須恵町まち・ひと・しごと創生推進寄附金事業について御報告申し上げます。

令和2年度須恵町ふるさと納税事業寄附実績について、3月1日時点、寄附件数約5万8,000件、寄附額約8億5,800万円となっております。寄附額でいうと、前年度より36倍の増となっております。これは、令和2年度から副町長を筆頭にふるさと納税専任チームを組織し、職員と町内事業者が一体となって取り組んでまいりました結果でございます。

この寄附額増額の主な要因といたしましては、年度当初約20品目であった返礼品数を約190品目へ大幅に増加したことによって、全国的に須恵町の認知度が高まり、寄附につながったものと考えられます。その中でも今年度人気だった返礼品としては、「福岡県産あまおう」、「うなぎ蒲焼」、「ローストビーフ」となっております。

現在、令和2年度の寄附実績について他市町村の状況も踏まえて統計調査を行っており、次年度に向け、具体的な施策案を関係者で検討している段階ではありますが、令和3年度須恵町ふるさと納税事業につきましては、業務目標並びに寄附見込額を寄附件数8万4,000件、寄附額を10億5,000万円と想定しております。

したがって、令和3年度当初予算においては、令和3年2月臨時議会補正予算の時点での予算の同額を計上し、さらにふるさと納税受付サイト（さとふる）を再開させることによる寄附額の増額見込みも算入した金額を計上させていただいております。

令和3年度につきましても、引き続きふるさと納税専任チーム並びにSUENOBAとともに、町内事業者と密に連携を図り、本町の魅力、価値を全国の寄附者の皆様へ発信してまいりますので、議員皆様方におかれましては、何とぞ御理解、御協力賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項

につきましては、提案のときに併せて質問をお願いいたします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 事業継続支援事業なんですが、家賃支援給付金申請サポート、これ、SUENOBAに委託されていて、その状況が、給付金の申請サポートが3件、支給3件で、89件の相談があるということで、支給3件というのは何か、その差は何なのかです。

それと、正社員雇用促進給付金が、これも13件の相談があつて、申請が1件通ったという形です。1,500万円の予算が組んでいる。この内容も、ちょっと詳しく教えてください。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 具体的なデータは、今ここに持ちてありませんので、SUENOBAのほうに確認やった上で、詳細について報告させていただきます。

○議長（松山 力弥） いいですね。ほかにありませんね。——ありませんね。これにて質問を終結します。

---

#### 日程第4. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に北筑昇華苑組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。

まず、1番、白水春夫君。

○議員（1番 白水 春夫） おはようございます。北筑昇華苑組合議会報告をさせていただきます。

令和3年2月10日に、古賀市役所会議室において、第1回定例会が開催されました。

第1号議案令和2年度北筑昇華苑組合会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,277万3,000円を増額し、歳入歳出それぞれ3億2,730万5,000円とするもので、これは前年度決算額における繰越金の決定による増などで、全員賛成で可決しました。

第2号議案令和3年度北筑昇華苑組合会計予算については、歳入歳出予算の総額それぞれ2億9,546万1,000円と定めるもので、前年度予算額に比べ92万9,000円の増となっており、主な要因は、歳入において諸収入の有価物売却の増、歳出では、葬祭場施設整備費の待合棟改造工事によるもので、全員賛成で可決しました。

その他、火葬受入協定についての報告で、新型コロナウイルスの感染症などにより、通常の施設では困難になった場合などにも、火葬に支障を来すことのないよう、筑紫野市、春日市など、4市1町で構成する筑慈苑施設組合と火葬受入協定の締結に向けた協議を行っています。協定締結となりましたら、改めてお知らせする予定です。

なお、詳細につきましては、議員控室に置いてありますので、御参照ください。

以上、北筑昇華苑組合議会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。

5番、藤野正剛君。

○議員（5番 藤野 正剛） おはようございます。去る2月12日、令和3年第1回須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会定例会が開催されましたので、報告いたします。

まずは、組合長の諸報告ですが、し尿処理施設酒水園につきましては、放流水は安定した水質が維持されています。各工程の処理機能も、おおむね支障のない状況で順調に稼働しているとのことですが、どの工程においても、機械等の耐用年数が経過しているため、今後も状況に応じた対策・修繕を行いながら、延命化に努めていくとの報告がっております。

また、クリーンパークわかすぎ運営・管理につきましては、RDF施設も19年目となり、老朽化が進んでおりますが、点検・維持補修を繰り返しながら処理を行っているとのことでした。

また、リサイクルプラザにおきましては、同期間に、不燃・資源ごみを処理しており、アルミ缶・スチール缶、その他金属類を資源有価物として売却し、約1,860万円の売却益が出ているとの報告です。

大牟田リサイクル発電事業関係につきましては、令和3年2月4日に第1回運営協議会が開催され、大牟田リサイクル発電事業の令和5年度以降の民間事業者への事業承継及び2021年度事業計画（案）に対し、加入組合全員賛成により決定されたとの報告です。

また、この決定により2021年度のRDF処理委託料単価は、2020年度よりトン当たり5,900円から2021年度は、7,390円となり、1,490円の増額となったとの報告もありました。

RDF施設につきましては、稼働延長の期限が残り7年となってきました。次期施設を整備するに当たり、跡地利用のことなどの地元地区との代表者と協議が進められており、近日中には、地元住民説明会を開催する予定で、令和10年4月に次期施設の供用開始に向け諸準備を行っているとのことでした。

続いて議案です。

議案第1号須恵町外二ヶ町清掃施設組合情報公開条例の制定について、議案第2号須恵町外二ヶ町清掃施設組合個人情報保護条例の制定について、議案第3号須恵町外二ヶ町清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、それぞれ全員賛成で可決しております。

議案第4号令和2年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ751万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億6,110万3,000円とするものです。

主なものとしては、歳入は、構成町3町分担金の減額及び志免町、宇美町2町の受託事業収入の減額となっております。

須恵町負担金につきましては、230万6,000円の減額となっております。

歳出は、ごみ処理施設関係で、需用費の光熱水費の決算見込みによる減額補正が主なもので、全員賛成で可決しております。

議案第5号令和3年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額はそれぞれ20億6,665万4,000円で、前年度比4億106万3,000円の増、24.08%の増額となっております。

須恵町の負担の分担金として4億2,723万7,000円となっており、前年度比8,136万6,000円の増、23.52%の増額となっております。

主な増額要因は、水路改修等の周辺対策工事費とそれに伴う測量設計業務委託料、RDF部品交換用消耗品、施設の老朽化に伴う機械等の修繕料、RDF処理単価の増額による処理委託料の増や、次期ごみ処理施設に係る各種業務委託料などが主なものでございます。

全員賛成で可決しております。

議案第6号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、全員賛成で可決しております。

なお、詳細につきましては、議員控室に置いておりますので御参照ください。

以上、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。3番、稲永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） おはようございます。粕屋南部消防組合議会定例会報告について、令和3年2月19日金曜日に行われました令和3年第1回（2月）粕屋南部消防組合議会定例会について御報告いたします。

消防組合定例会の議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第1号粕屋南部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、電気自動車の急速充電施設等の普及により、対象火器設備等の位置、構造及び管理並びに対象火器具等の取扱いに関する基準を定める省令の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

議案第2号令和2年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,425万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億2,863万5,000円とするもので、年度末における決算見込みによる減額で、全員賛成で可決しました。

議案第3号令和2年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計補正予算（第

1号)については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ312万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,845万4,000円とするもので、年度末の決算見込みによる増額で、全員賛成で可決しました。

議案第4号令和3年度粕屋南部消防組合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,837万円と定めるもので、前年度と比べ1億4,362万2,000円の減となっており、全員賛成で可決しました。

議案第5号令和3年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,424万5,000円と定めるもので、前年度に比べ108万9,000円の減となっており、全員賛成で可決しました。

議案第6号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更については、新規設置された田川地区広域環境衛生施設組合の加入に伴うもので、全員賛成で可決しました。

報告第1号専決処分の報告(専決第1号)については、法律上組合の義務に属する1件50万円以内の賠償額の決定及び和解に関する専決処分で、損害賠償の額等は記載のとおりで、全員賛成で承認しました。

なお、須恵町の令和2年火災、救助、救急状況は、火災10件、前年比3件増、救助9件、前年比6件増、救急1,215件、前年比149件減となっています。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照ください。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

○議長(松山 力弥) 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。6番、川口満浩君。

○議員(6番 川口 満浩) おはようございます。糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、令和3年2月25日に、第1回定例会が開催されましたので報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更については、田川地区広域環境衛生施設組合が新規設置されることに伴い、規約を変更するもので、全員賛成で可決しました。

議案第2号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,573万2,000円と定めるもので、前年度予算額と比べ593万1,000円の減、総務費において公会計財務書類作成業務委託の費用が増額の要因、事業費において森林整備及び林道維持費の縮小が減額要因となっており、全員賛成で可決しました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いてありますので御参照いただきますようよろ

しくお願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか、閉会中の活動につきましては、事前に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問ありませんか。——質問なしと認めます。

これより議事に入りますが、議案第4号及び議案第6号は、議会運営委員会報告にありましたように、提案理由の説明後、本日採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、本日採決することに決定しました。

次に、一括議題についてお諮りします。議案第18号から議案第23号までは、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

---

#### 日程第5. 令和2年発議第2号

○議長（松山 力弥） 日程第5、令和2年発議第2号児玉求議員に対する懲罰動議を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、児玉求君の退場を求めます。

〔児玉議員退場〕

○議長（松山 力弥） 本件について、懲罰特別委員会の審査結果報告を求めます。懲罰特別委員会委員長、猪谷繁幸君。

○懲罰特別委員長（猪谷 繁幸） おはようございます。懲罰特別委員会の審査報告を申し上げます。

まずは、経過報告します。

当懲罰特別委員会は、令和2年12月11日、第4回定例会において、児玉求議員に対する懲罰動議が提出され、可決されたことにより設置、同動議の付託を受け、継続審査とし、本日審査報告に至りました。

第1回会議を令和2年12月11日に招集し、方針、日程を確認しました。

第2回会議は、令和3年1月18日に招集し、会議録を精査、討議を行いました。その際、児玉求議員から、一身上の弁明の意思があれば、次回の会議において執り行うことで意見の一致を見ました。



第3回会議は、同25日に招集し、児玉求議員の弁明を聴取した後に討議を行いました。

第4回会議は、2月8日に招集し、慎重審議の上、採決に至りました。

採決の結果を報告します。

懲罰特別委員会は、全員賛成で児玉求議員の懲罰を科すことを可決しました。

懲罰の種類については、これも同様に全員賛成で地方自治法第135条の規定される公開の議場における陳謝を科すこと、それに伴う陳謝文につきましても可決いたしました。

審査の詳細を申し上げます。

本議員は、昨年12月の定例会の一般質問の際に、児玉求議員が議長に発した「越権行為」との言葉並びに一連の自説の主張と議事遅延の行為が須恵町議会会議規則第100条に違反し、また、地方自治法第104条並びに同129条の違反に該当するかを審査するものでした。

12月定例会の一般質問を確認すると、児玉求議員は、1問目、つまり初回質問の執行部の答弁に、町長自身が発言しなかったことに対し、「私の了解を得てないから」などと云々と主張し、そのような規定はないと正した議長に対し、「越権行為」と述べています。

さらに、「議長は公平中立ではない」と述べた後、執行部が答弁する段取りを説明する議長に対し、「私の了解なしにそういうことを決めることはできません。議長の越権行為だ、そりゃあ」と発言しました。

その後、議長が、町長自身の発言は2問目、いわゆる再質問の答弁のときでいいのではと促すと、児玉求議員は「違う」と抵抗しました。

最後に、議長が、地方自治法第129条の秩序維持権を執行する意思があると注意すると、児玉求議員は「それは議長の越権行為です」と発言し、計3回にわたり議長の議事進行を越権行為とし、議事の遅延は、その間数十分にわたりました。

以上のように、児玉求議員が議長の秩序保持権、議事整理権を侵害しているのは明らかと言えます。議長が議事進行に当たり、議員の了解を得なければならない旨の規定は存在していません。逆に、本会議における発言全て議長の許可を必要とします。民主主義のルール、法治主義です。児玉求議員は、法令等に規定されていないことを主張しています。

さらに申すならば、昨年9月定例会において、町長は、「今回から実務について担当課長に発言させます」と明言しています。その場に児玉求議員はいたはずですが、この9月定例会の一般質問のときは、児玉求議員の発言の答弁に町長は立っておりませんが、何ら見解もありませんでした。12月定例会の児玉求議員の一般質問も、実務を問うところから始まっていながら、初回の答弁に町長が当たっていないと、自分の許可が要ると言い始めました。これは、法令に違反する発言であり、しかも一貫性なく矛盾しております。

今回の審査の中で、児玉求議員が、最終的に議長の指示に服したこと、議長の裁量権を認めた

こと、議長を不信任する意思はないと明言したことの3点から、科す懲罰を軽くできるかもしれないと判断しました。そこで、本人にその意思があれば弁明の機会を与えることに對し、児玉求議員に確認をした上で第3回会議において、その場を持ちました。しかしながら、児玉求議員の発言は、到底弁明と言えるものでなく、懲罰動議において問題とされた違法行為に對して最後まで触れることはありませんでした。残念としか言いようがありません。

児玉求議員は弁明と言いながら、混乱の責任を議長に転嫁し、一方的に公正でないと批判しています。しかし、一般質問の際、議長から発言停止処分の意思があると注意されたときは、議長不信任案を出すことはないと言いました。矛盾しており、一貫性もありません。さらに、自らの違法行為を理由とした懲罰動議を極めて不当と抗議していますが、法的根拠は全く示していません。何に基づき不当なのか、議会同僚としてこれほど悲しいことはなく、ため息が出るばかりです。このたび懲罰特別委員会は、懲罰を科すことで、児玉求議員が反省し、二度とこのようなことが起こらないことを願います。

長くなりましたが、再度申し上げますが、当委員会は、児玉求議員に懲罰を科すとし、その内容は、公共の議場における陳謝としました。

これをもって懲罰委員会の審査報告を終わらせていただきます。

以上、御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます……。討論ですか（発言する者あり）何ですか……。討論ですか。討論認めます。

○議員（9番 三角 栄重） 今まで懲罰委員会やりましたよね。そして、理由はあって一切謝らない。一切謝らないちゅうことを確認しときたいことが一つと。

今後、これをずっと続けていくと、毎回毎回これが出てくるんだろうという気がするんです。その点は、ちょっと委員長として確認、答弁をお願いしたいと思いますけど、以上です。

○議長（松山 力弥） それは討論になってませんが……。それ質疑、もういいです。質疑いたします。委員長。

○懲罰特別委員長（猪谷 繁幸） それは個人的な意見になると思いますので、この件につきましては、ちょっと答弁控えさせていただきたいと思います。

○議長（松山 力弥） よろしいでしょうか。——これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これより児玉求議員に對する懲罰動議について採決を行います。本件に對する委員長報告は、委員会起草による陳謝文による児玉求君に陳謝の懲罰を科すことです。委員長報告のとおり決定

することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、児玉求君に陳謝の懲罰を科すことに決定しました。

児玉求君の入場を求めます。

[児玉議員入場・着席]

○議長（松山 力弥） 児玉求君、起立願います。

ここで、須恵町議会会議規則第107条の規定に基づき、児玉求君に懲罰の宣告を行います。

児玉求君に陳謝の懲罰を科します。

事務局、陳謝文をよろしく。児玉君に陳謝文を渡してください。

児玉求君、登壇の上、陳謝文の朗読を命じます。

○議員（7番 児玉 求） 議長、私は陳謝いたしません。異議を申し立てます。

○議長（松山 力弥） 再度児玉求君に陳謝分の朗読を命じます。

○議員（7番 児玉 求） 議長、私は陳謝いたしません。異議を申し上げます。

○議長（松山 力弥） 最終通告をいたします。陳謝文の朗読を命じます。

○議員（7番 児玉 求） 私は陳謝いたしません。異議を申し上げます。

○議長（松山 力弥） ここで暫時休憩したいと思いますが、再開を11時5分といたします。暫時休憩いたします。

午前11時01分休憩

-----  
午前11時15分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、稲永辰己君ほか6名から、地方自治法第135条の第2項及び須恵町議会会議規則第101条の規定に基づき、文書をもってお手元に配付しているとおり、児玉求君に対する懲罰動議が議長である私に提出されました。

ここでお諮りします。この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは可決されました。

-----  
追加日程第1. 発議第1号

○議長（松山 力弥） 追加日程第1、発議第1号児玉求君に対する懲罰動議を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、児玉求君の退場を求めます。

〔児玉議員退場〕

○議長（松山 力弥） 提出者の説明を求めます。3番、稲永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） 児玉議員に対する懲罰動議。

表題の件。

以下の理由により、児玉求議員に対し懲罰を科せられたく、地方自治法第135条第2項及び須恵町議会会議規則第101条第1項の規定により提出します。

記。

本日、令和3年3月3日の第1回定例会本会議において、令和2年発議第2号児玉求議員への懲罰動議が可決されました。可決された懲罰の種類は、公開の議場における陳謝であり、議決に基づき須恵町議会会議規則第107条の規定により、議長の宣告がなされましたが、児玉求議員は宣告に従うことなく、陳謝文の朗読を拒否しました。これは、地方自治法第134条及び第135条の懲罰規定に反し、地方自治法第129条及び須恵町議会規則第98条に違反します。

児玉求議員は、議員である以上、議会の議決を最大限尊重し、その重さを自覚していただきたい。議会を軽んずることは、議会の権威を否定するものであり、民主主義は成り立ちません。よって、児玉求議員にさらなる反省を促すためにも、再度の懲罰を科せられたく本動議を提出するものです。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。

これより発議第1号について質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、本件は、須恵町議会委員会条例第4条の3の規定に基づき、動議の提出とともに6名の委員で構成する懲罰特別委員会が設置され、須恵町議会会議規則第102条の規定により、本件を懲罰特別委員会に付託することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、本件は懲罰特別委員会に付託することに決定しました。

ここでお諮りします。暫時休憩したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって暫時休憩いたします。

児玉求君を除き、議員は特別会議室に御集合ください。

再開を懲罰特別委員会の委員が決まり次第とします。

休憩に入ります。

午前11時19分休憩

---

午前11時23分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。懲罰特別委員会の委員の選任については、須恵町議会委員会条例第5条第3項の規定により、今村桂子君、三上政義君、田ノ上真君、猪谷繁幸君、世利孝志君、白水春夫君、以上6名を指名いたします。

よって、ただいま指名いたしました6名を選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、以上6名が懲罰特別委員会の委員に決定しました。

ここでお諮りします。懲罰特別委員会正副委員長互選のため暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。委員の方は、第1委員会室に御集合ください。暫時休憩いたします。

午前11時24分休憩

---

午前11時32分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

懲罰特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので、御報告いたします。

まず、委員長に猪谷繁幸君、副委員長に白水春夫君に決定しました。

ここで、児玉求君の入場を認めます。

〔7番議席へ着席〕

---

#### 日程第6. 議案第4号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第4号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第4号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてでございます。

提案理由としまして、令和3年4月1日から、田川地区広域環境衛生施設組合が新規設置により福岡県市町村職員退職手当組合に加入することに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数を増やし、福岡県市町村職員退職手当組合同規約を変更するため提案するものです。

田川地区広域環境衛生施設組合が加入することにより、福岡県市町村退職手当組合の構成団体数は規約変更前の79団体から規約変更後80団体になります。

2ページは改め分です。3ページをお願いします。

新旧対照表です。改正後の別表第1、第2条関係で組織する組合市町村及び別表第2、第5条関係の議員の選挙区及び定数の第5区に、それぞれ田川地区広域環境衛生施設組合を加えるものです。附則で、この条例は令和3年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第4号について採決に入ります。議案第4号を原案のとおり可決することに御賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第4号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第7. 議案第5号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第5号須恵町外二ヶ町清掃施設組合同規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。甲能地域振興課長。

○地域振興課長（甲能 裕和） 議案書の1ページをお願いします。

議案第5号 須恵町外二ヶ町清掃施設組合同規約の変更についてです。地方自治法第286条第1項の規定により、組合の共同処理する事務を変更するため、須恵町外二ヶ町清掃施設組合同規約を別紙のとおり変更するものです。

提案理由といたしまして、須恵町外二ヶ町清掃組合が所管する施設周辺の環境問題に対し、迅速かつ的確に該当組合の事案として対処することを目的とし、当該組合で環境整備に関する業務を新しく共同処理することから、須恵町外二ヶ町清掃施設組合同規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

2ページ、一番下をお願いします。

附則で、この規約は令和3年4月1日より施行するとしております。詳細につきましては委員会で説明したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第5号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第8. 議案第6号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第6号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合格約の一部変更に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第6号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合格約の一部変更に関する協議についてでございます。

提案理由としまして、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合の事務所の位置を住居表示の実施に伴い変更するため、当該組合の規約の一部変更に関し、構成団体と協議することについて、地方自治法第290条の規定により提案するものでございます。

3ページの新旧対照表をお願いします。

改正の内容としましては、組合の事務所の位置を大字篠栗4910番地から中央二丁目2番16号へ変更するものです。附則で、この規約は公布の日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。——討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第6号について採決に入ります。議案第6号を原案のとおり可決することに御賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第6号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合格約の一部変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第9. 議案第7号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第7号須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第7号 須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてでございます。

提案理由としまして、地方自治法の一部改正により、町長等の当該地方公共団体に対する損害賠償について、条例を定めることにより、損害賠償責任のうち一定額を超える部分を免除することができることとされたことから、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、町長等の損害賠償責任の一部免責に関し必要事項を定めるため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。

損害賠償責任の一部免責、第2条の内容としましては、町長その他の職員が善意でかつ重大な過失がないときに、当該職員が損害賠償責任を負わなければならない場合、免除することができる額は第2条各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額というふうになります。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第7号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第10. 議案第8号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第8号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書1ページをお願いいたします。

議案第8号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由といたしまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月3日に公布され、令和3年2月13日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を



改正する必要が生じたので提案するものでございます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給について規定しています条文中、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に変更され、指定期限以降も期限の定めなく現在実施している必要な対策を講じられるようにするため、条例中の用語の整備を行うものでございます。

次の2ページをお開きください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第8号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第11. 議案第9号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第9号町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。世利都市整備課長。

○都市整備課長（世利 昌信） それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第9号 町道路線の認定及び廃止についてでございます。道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、別紙町道路線を認定及び廃止したいので、本議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、町道路線網の整備を図るため町道路線の認定及び廃止の必要が生じたので、提案するものでございます。今回、路線の認定は10路線、廃止は1路線でございます。

2ページをお願いします。

認定道路についてでございます。図面番号1、路線番号、その他の町道698号、路線名仏生9号線、起点須恵字仏生113番80号地先から終点須恵字仏生113番117地先まで、延長36.3メートル、最大幅員8.1メートル、最小幅員4.3メートル、認定の理由は一般公共道路として新規認定のためでございます。

以下、9路線の認定について、2ページから3ページにかけて記載しております。

今回の新規認定10路線につきましては、民間開発行為の宅地分譲等において、公衆用道路として寄附を受けた道路について新規認定を行うものでございます。

4ページをお願いします。

廃止路線についてでございます。図面番号11、路線番号その他の町道654号、路線名桜原2号線、起点上須恵字桜原1495番25地先から終点上須恵字桜原1495番27地先まで延長30.8メートル、最大幅員20.3メートル、最小幅員12.6メートル、廃止の理由は一般公共道路として供用する必要がなくなったためでございます。この路線につきましては、県道交差点改良工事により、既存町道に統合されたため廃止するものでございます。

以上の路線図を5ページから15ページに添付しております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第9号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号を総務建設産業委員会に付託します。

---

## 日程第12. 議案第10号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第10号和2年度須恵町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第10号 令和2年度須恵町一般会計補正予算（第11号）についてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、令和2年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和2年度須恵町の一般会計補正予算（第11号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億6,275万円を減額し、歳入歳出予算の総額を141億2,138万9,000円とするものです。

第2条歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条で、地方債の追加・変更は、第2表地方債補正による。

第3条で、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正によるとし、第4条で繰越明許費の追加は、第4表繰越明許費補正によるとしています。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からです。年度末の補正でございますので、国県補助金、町債など決定額あるいはそれに近い形での増減補正を全体的に計上しております。

主なものを申し上げます。

10款1項地方交付税は、普通交付税決定額に合わせまして6,405万円を増額補正しております。

12款1項分担金及び負担金1,190万円の減額は、現年度分児童福祉施設費負担金790万円、中学校ランチサービス負担金350万円などの減額によるものです。

14款1項国庫負担金は、施設給付費等国庫負担金や児童手当国庫負担金の減額などで3,274万1,000円の減額補正です。

2項国庫補助金は、小中学校の学校施設環境改善交付金や特別定額給付金事務費、事業費補助金の減額などで3,105万円の減額補正です。

15款1項県負担金は、施設型給付費県負担金などで1,424万1,000円の減額補正です。

2項県補助金は、子ども医療費県補助金や重度障害者医療費県補助金などで1,017万2,000円の減額補正です。

15款3項委託金は、県知事県議補欠選挙事務委託金で451万8,000円の増額補正です。

16款2項財産売払収入は、不動産売払収入で3,053万3,000円の増額補正、18款1項繰入金は財政調整基金繰入金を決算見込により4億4,500万円の減額補正をしております。

19款1項繰越金は、前年度繰越金を4,307万8,000円の全額を補正しております。

20款3項雑入は、210万3,000円の増額補正で、新市町村振興宝くじ交付金516万6,000円を交付決定通知により増額しています。他に幼稚園、給食費の300万円の減額がございます。

21款1項町債は、契約額決定により減額及び減収補填債の追加により4,533万円の増額補正です。

続いて4ページ、歳出です。

歳出につきましては、各費目ともに決算見込により増減額補正を行っております。

主なものを申し上げます。

2款1項総務管理費2,972万円の減額補正は、決算見込により新型コロナウイルス感染症対策費2,297万5,000円などを減額しております。

4項選挙費は、県知事県議補欠選挙費として451万8,000円の増額補正。

3款1項社会福祉費2,990万5,000円の減額補正は、福祉施設管理運営事業

1,196万6,000円、国民健康保険特別会計繰出金745万1,000円、福岡県介護保険広域連合本部負担金1,965万9,000円などを減額、自立支援医療給付費1,200万円、障害者支援費自立支援給付費1,000万円の増額補正をしております。

2項児童福祉費は、児童手当や保育士派遣業務委託料、保育実施負担金などの減により9,130万6,000円の減額補正をしております。

4款1項保健衛生費は、集団検診委託料や妊婦PCR検査委託料などの減により、1,107万1,000円の減額補正です。

2項清掃費は、ごみ袋製作費や須恵町外二ヶ町外清掃施設組合負担金の減で1,427万5,000円の減額補正です。

7款1項商工費は、小規模事業者応援給付金事業の決定見込などにより4,284万円の減額補正。

8款5項下水道費は、公共下水道事業特別会計繰出金が2,613万8,000円の減額補正。

9款1項消防費は、消防団活動事業758万6,000円、新型コロナウイルス対策事業の消毒委託料700万円、特別定額給付金給付事業1,844万5,000円などの減額により3,972万8,000円の減額補正です。

10款1項教育総務費の2,321万円の減額は、夏季給食負担金、パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当の決算見込による減額、小中学校のトイレ整備工事の執行残による減額です。

2項小学校費の745万6,000円の減額補正は、要保護及び準要保護児童扶助費や、各小学校の燃料費や光熱水費などの減額補正です。

3項中学校費の896万6,000円の減額補正は、要保護及び準要保護生徒扶助費や中学校ランチサービス業務委託料、中体連・中文連参加助成金などの減額です。

4項幼稚園費の2,268万6,000円の減額補正は、幼稚園施設整備維持管理事業などが減額になっています。

5項社会教育費の1,396万3,000円の減額補正は、各事業の中止等による減額です。

12款1項交際費につきましては、償還予定額333万5,000円の増額補正です。

6ページをお願いします。

第2表地方債補正、追加が1件です。減収補填債、限度額5,306万2,000円です。

次に、変更が4件で、全て限度額の変更です。起債方法、利率、償還等の変更はございません。

7ページをお願いします。

第3表債務負担行為、追加が3件です。選挙人名簿システム使用料、選挙公報配付委託料、ポスター掲示板リース料、期間は令和2年度から令和3年度まで、限度額は起債のとおりでございます。

ます。

8ページをお願いします。

第4表繰越明許費補正、追加が1件です。

ため池ハザードマップ作成業務委託料669万円を次年度へ繰り越すものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第10号を議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については調整ができておりますので御報告します。

委員長に今村桂子君、副委員長に三角栄重君であります。

ここで、お諮りします。昼食休憩をしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

休憩に入ります。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、午後から安河内教育長より欠席の届けがっておりますので御報告いたします。

### 日程第13. 議案第11号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第11号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第11号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につき

ましては、別冊の令和2年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億1,204万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億3,074万8,000円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページをお開きください。まず歳入でございます。

1款1項国民健康保険税1,600万円の減額は、決算見込みによるものです。

3款1項国庫補助金68万3,000円の増額は、災害等臨時特例補助金の増額によるものです。

4款1項県補助金9,132万8,000円の減額は、歳出の保険給付費の減に伴う普通交付金と特別交付金の交付決定通知による県繰入金の減額によるものです。

5款1項他会計繰入金745万1,000円の減額は、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金繰入金の国への報告額の減額によるものです。

7款3項雑入184万7,000円の増額は、一般被保険者第三者納付金と一般被保険者返納金の決算見込みによる増額でございます。

続いて3ページ、歳出でございます。

1款総務費16万1,000円の減額は、1項総務管理費の職員人件費及び委託費、委託料と2項町税費の需用費及び役務費の決算見込みによるものです。

2款保険給付費1項療養諸費1億100万円の減額、2項高額療養費580万円の減額、4項出産育児諸費420万円の減額は、決算見込みによるものです。

3款国民健康保険事業費納付金10万円の減額は、退職被保険者等医療給付費分の県からの確定通知による減額補正でございます。

6款保険事業費138万8,000円の減額は、1項保険事業費、2項特定健康診査等事業費の委託料及び補助金の執行残による補正です。

8款1項償還金及び還付加算金60万円の増額は、保険税過誤納還付金不足による増額補正でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(松山 力弥) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。児玉求君。

○議員(7番 児玉 求) 歳入が4款1項県補助金9,132万8,000円の減額ですね。それと歳出が、2款1項療養諸費1億100万円減額。これを見ると、新型コロナで病院に行く人

が減少したと。そして病院の経営が苦しくなっているという状況なんですか。そのところちょっとお尋ねいたします。

○議長（松山 力弥） 説明できますか。（「最後のほうが聞き取れなかった」との声あり）コロナの。児玉さん、最後何て言ったのですかね。

○議員（7番 児玉 求） はい。病院に行く人が少なくなっているということで。

○議長（松山 力弥） また。

○議員（7番 児玉 求） まあ仮、仮定ですが、新型コロナで病院に行く人が減少して、ひいては病院の経営も苦しくなっているということが分かんじゃないかと思うんですが、そこ辺はどう……

○議長（松山 力弥） はい、分かりました。委員会に、あなたの委員会に付託しますが、それで説明でよろしいですか。いいですか。

○議員（7番 児玉 求） 課長が分かるなら。

○議長（松山 力弥） 具体的な話はできないと思います。課長。

○住民課長（合屋真由美） 今児玉議員がおっしゃっていたように、確かに新型コロナウイルスの関係で病院受診者が少なくなっているということで保険料全体が下がっています。医療機関の経営については分かりません。

以上です。

○議員（7番 児玉 求） 分かりました。

○議長（松山 力弥） これにて質疑を終結します。

よって、議案第11号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号を文教厚生委員会に付託します。

---

#### 日程第14. 議案第12号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第12号令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書1ページをお願いいたします。

議案第12号令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につき

ましては、別冊令和2年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,324万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億8,200万円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

次の2ページをお願いいたします。歳入です。

1款1項後期高齢者医療保険料424万9,000円の減額は、令和3年1月末の調定額及び収納率により算定しました決算見込みによる補正です。

3款1項他会計繰入金26万5,000円の増額は、事務費繰入金及び広域連合から通知されました保険基盤安定繰入金の補正です。

4款1項繰越金1,721万円の増額は、前年度の保険料繰越金1,639万6,000円を含めたところの補正でございます。

5款1項延滞金、加算金及び過料2万2,000円の増額は、決算見込みによる補正でございます。

次に歳出、3ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費18万8,000円の減額と2項徴收費18万6,000円の減額は、決算見込みによるものです。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金1,362万2,000円の増額は、歳入予算の保険料、前年度保険料繰越金などの合計で、福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付いたします負担金の補正となります。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長(松山 力弥) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、議案第12号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(松山 力弥) 御異議なしと認めます。よって、議案第12号を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第15. 議案第13号

○議長(松山 力弥) 日程第15、議案第13号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。



提案理由の説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第13号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）です。

令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

別冊の補正予算書の1ページをお願いします。

令和2年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,727万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億8,785万3,000円とするものです。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並び補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

地方債の補正、第2条地方債の変更は、第2表地方債補正により説明いたします。

2ページをお願いします。歳入です。

1款1項負担金、補正額2,174万3,000円は、決算見込みにより受益者負担金を増額しています。

2款使用料及び手数料、補正額822万6,000円は、決算見込みにより減額しています。

3款1項国庫補助金、補正額1,103万8,000円は、下水道費国庫補助金により減額です。

4款1項財産運用収入、補正額4万3,000円は、決算見込みにより増額しています。

5款1項他会計繰入金、補正額2,613万8,000円は、一般会計繰入金収支調整により減額です。

6款1項繰越金、補正額362万4,000円は、前年度の繰越額が確定しましたので増額するものです。

7款4項雑入、補正額1,761万8,000円は、多々良川流域下水道維持管理費の余剰金の返還による増額です。

8款1項町債、補正額7,490万円は、下水道事業債で工事量の減に伴う減額です。

3ページをお願いします。歳出です。

1款1項総務管理費、補正額1,325万4,000円の増額です。多々良川流域下水道維持管理費負担金及び受益者負担金前納報奨金などの執行残で706万1,000円を減額し、下水道施設整備基金積立金2,031万5,000円の計上分を差し引いた補正です。

2款1項下水道事業費、補正額8,549万2,000円の減額です。工事請負費、負担金、補助及び交付金などの不用額を減額するものです。

4ページをお願いします。第2表地方債補正です。

1、変更、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額3,030万円を1,790万円に変更、これは令和2年度流域下水道建設費の確定による減額補正です。次に、多々良川流域関連公共下水道分、限度額2億870万円を1億4,640万円に変更、これは工事量の減による減額補正です。公営企業会計適用債分500万円を480万円に変更、これは決算見込みによる減額です。記載の方法、利率、償還の方法等の変更はありません。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第13号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号を総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第16. 議案第14号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第14号令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第14号令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）です。

令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

別冊の補正予算書の1ページをお願いします。

令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ47万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,552万5,000円とするものです。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

地方債の補正、第2条地方債の変更は、第2表地方債補正により説明いたします。

2ページをお願いします。歳入です。

1款1項分担金及び負担金、補正額13万9,000円は、決算見込みにより受益者分担金を増額しています。

2款1項使用料、補正額20万1,000円は、決算見込みにより減額しています。

3款1項他会計繰入金、補正額370万7,000円は、一般会計繰入金の収支調整による減額です。

4款1項繰入金、補正額389万4,000円は、前年度の繰越額が決定しましたので増額するものです。

6款1項町債、補正額60万円は、決算見込みにより減額しています。

3ページをお願いします。歳出です。

1款1項総務管理費、補正額5万6,000円は、需用費の不用額を減額するものです。

3款1項公債費、補正額41万9,000円は、決算見込みによる減額です。

4ページをお願いします。

第2表地方債補正です。1、変更、起債の目的、資本費平準化債、限度額2,760万円を2,730万円に変更、また公営企業会計適用債分350万円を320万円に変更、これは決算見込みによる減額です。起債の方法、利率、償還の方法等の変更はありません。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第14号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第17. 議案第15号

○議長（松山 力弥） 日程第17、議案第15号令和2年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） 議案書の1ページをお願いします。

議案第15号令和2年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）です。

令和2年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

別冊の補正予算書の1ページをお願いします。

第1条、令和2年度須恵町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおりを補正するものです。

収入、第1款第1項営業収益、補正額1,500万円は水道使用料の決算見込みによる増額で

す。

支出、第1款第1項営業費用、補正額232万円、主なものは原浄費の委託料、総係費の決算見込みによる減額です。第3項特別損失、補正額2,200万円は、過年度損益修正損によるものです。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入、第1款第1項負担金、補正額60万円は、水道管移設補償に伴う工事請負金の増額です。

支出、第1款第1項改良費、補正額3,500万円は、排水管等施設改良に伴う工事請負費の工事料の減による減額です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第15号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第18．議案第16号

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第16号須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平山まちづくり課長。

○まちづくり課長（平山 幸治） それでは、議案第16号須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の制定について。

須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の制定について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由といたしまして、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めるため当該条例を制定する必要性が生じたので、提案するものでございます。

2ページの第1条から4ページの第20条で構成されており、開館日時、使用基準等を定めております。

5ページに別表1として名称と位置を、6ページに別表2として使用料を明記しており、4ページに戻りまして、附則としてこの条例は令和3年4月1日から施行するとしております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第16号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第19. 議案第17号

○議長（松山 力弥） 日程第19、議案第17号須恵町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第17号須恵町職員定数条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由としまして、常時勤務を要する再任用職員の増加に伴い、職員定数を改めるため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので、提案するものです。

定年退職者を常時勤務する再任用職員として任用する場合、職員定数の中にも含めることとなります。令和3年度以降常時勤務を要する再任用職員の増加が見込まれること及び部局ごとの職員数の見直しが生じたため、改正するものです。

教育委員会部局の定数の増員は、現場の人数に合わせるため37人から47人に改正します。

この改正により、職員定数は160人から170人となります。

附則で、この条例は令和3年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第17号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第20. 議案第18号

### 日程第21. 議案第19号

### 日程第22. 議案第20号

日程第23. 議案第21号

日程第24. 議案第22号

日程第25. 議案第23号

○議長（松山 力弥） 日程第20、議案第18号令和3年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第21、議案第19号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第22、議案第20号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第23、議案第21号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第24、議案第22号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第25、議案第23号令和3年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上、6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。まず、議案第18号について、諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第18号令和3年度須恵町一般会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により、一般会計予算を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、令和3年度一般会計歳入歳出予算書で説明いたします。

予算書の5ページをお願いいたします。

令和3年度須恵町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ104億1,000万円と定める。前年度と比較しますと10億4,000万円、11.1%の増となっております。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方債の起債目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は第2表地方債による。

債務負担行為、第3条、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第3表債務負担行為による。

一時借入金、第4条で一時借入金の借入れの最高額を6億円と定める。

歳出予算の流用、第5条で給料、職員手当等の人件費については、同一款内で流用できる旨を規定しております。

それでは、7ページの第1表歳入歳出予算をお願いいたします。

歳入予算額の中から構成比が大きいものから順に3つほど前年度と比較して申し上げます。

まず、歳入予算で一番大きな割合を示します1款町税は28億7,543万円、歳入全体の27.6%で、対前年度比1億2,907万7,000円で、率で4.3%の減収を見込んでおります。

8ページをお願いします。

次に、10款地方交付税は20億700万円、歳入全体の19.3%で、対前年度比1億2,000万円、率で6.4%の増となっております。これは新型コロナウイルス感染症の影響により、町税が減収となること、地域デジタル社会推進費が新たに参入されることになるため増額を見込んでおります。

14款国庫支出金は11億3,461万2,000円、歳入全体の10.9%で、対前年度比2,837万6,000円、率で2.4%の減となっております。

以上の町税、地方交付税、国庫支出金で、歳入予算のおおむね6割を占めることになります。その他、対前年度比較で大きく増加しているところを申し上げます。

6款法人事業税交付金2,600万円、対前年度比1,100万円で、率で73.3%の増です。

9款地方特例交付金7,100万円、対前年度比1,700万円、率で31.5%の増です。新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金1,850万円を本年度新たに計上しております。

17款寄附金10億5,000万3,000円、対前年度比10億3,700万1,000円の増です。ふるさと応援寄附金を10億5,000万円計上しております。

21款町債7億3,840万円、対前年度比1億8,240万円、率で32.8%の増です。臨時財政対策債を1億3,000万円の増の4億3,000万円で計上しております。

以上が主な歳入でございますが、安定的な財政運営に必要な財源と言われます1款の町税から10款の地方交付税、いわゆる一般財源の割合は54.1%、0.4ポイント減少しております。

次に、10ページをお願いします。歳出です。

歳入と同様に、構成比が大きいものから順に4つほど前年度と比較しながら申し上げます。

まず、3款民生費は38億4,257万3,000円、歳出全体の36.9%となっております。対前年度比較は1億1,992万4,000円、3.0%の減となります。障害者支援費・自立支援給付費が増加しておりますが、今年度ありました須恵めぐみ保育園の保育所等整備事業費補助金がないことが減額の大きな要因となっております。

次に、2款総務費22億5,917万3,000円、歳出全体の21.7%となっております。対前年度と比較しまして、10億7,043万1,000円、90.0%の増となります。ふるさと応援寄附金事業及びふるさと応援基金積立金の増が主なものです。このほかにコミュニティバス購入費や衆議院議員総選挙費などが増となっております。

次に、10款教育費12億812万6,000円、歳出全体の11.6%となっております。対前年度比較7,688万6,000円、6.0%の減となります。アザレアホールの舞台照明改修工事請負費を新規計上しておりますが、今年度実施しましたアザレアホール及び小中学校のトイレ

改修工事が終了しますので、減額となっております。

次に、4款衛生費10億7,584万4,000円、歳出全体の10.3%となっております。対前年度比較1億5,457万7,000円、16.8%の増となります。須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金及び保健師1名が増員による人件費などの増加でございます。

次に、歳出予算を性質別で見ると構成比が大きいものを4つほど申し上げます。

まず、物件費26億7,095万5,000円、歳出全体の25.6%となっております。ふるさと応援寄附金事業のほか、ため池ハザードマップ作成業務委託料、中部防災センター（仮称）建設に伴う測量設計業務委託料、須恵町国土利用計画及び都市計画マスタープラン策定業務委託料などの委託料が増加しております。前年度と比較しまして、6億9,557万9,000円、35.2%の増額です。

次に、扶助費19億8,148万4,000円、歳出全体の19.0%となっております。障害者支援費・自立支援給付費、須恵めぐみ保育園保育実施委託料、子ども医療費が増加しております。また、一般不妊治療助成金を新たに計上しております。前年度比較8,665万6,000円、4.6%の増額です。

次に、人件費15億6,757万6,000円、歳出全体の15.1%となっております。正職員及び再任用職員が7人増加しております。

次に、繰出金13億9,731万円、歳出全体の13.4%です。国民健康保険特別会計繰出金、公共下水道事業特別会計繰出金、農業集落排水事業特別会計繰出金が減となっており、対前年度比較5,442万5,000円、3.7%の減となっております。

次に12ページ、第2表地方債は7件、限度額の合計は7億3,840万円です。起債の方法は証書借入れ、利率は4.0%以内、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に13ページ、第3表債務負担行為は3件、限度額の合計は3億6,960万円、期間につきましては記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（松山 力弥） 次に、議案第19号及び議案第20号について、合屋住民課長。

○住民課長（合屋 真由美） 議案書1ページをお願いいたします。

議案第19号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の令和3年度特別会計歳入歳出予算書で説明いたします。

予算書の5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ30億2,100万円と定める。2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該部分の金額は、第1表歳入歳出予算によるとしています。



まず、歳入の主なものから説明いたします。

7ページをお願いいたします。

1款1項国民健康保険税5億3,120万円、対前年度と予算額比較で2,090万円、3.8%の減です。令和3年度平均被保険者見込み数と令和2年中の所得により試算を行っております。

4款1項県補助金22億1,611万8,000円、対前年度比較は0.4%の増です。保険給付費等県交付金で、町が行う保険給付に必要な費用を県が交付するものでございます。

5款1項他会計繰入金2億7,047万1,000円、対前年度比較12%の減になります。主に、法定外の一般会計繰入金の減額によるものです。

続きまして、8ページ、9ページの歳出をお願いいたします。

1款総務費3,068万4,000円、対前年度比較6.7%の減です。人件費が主なものですが、健康保険に関する資格や給付管理のための電算システム改修費などの事務費でございます。

2款保険給付費21億7,923万2,000円、対前年度比較0.2%の増です。1項療養費、2項高額療養費が主なものですが、減少傾向の被保険者に対し1人当たりの医療費は増加すると見込まれております。

3款国民健康保険事業費納付金7億7,243万4,000円、対前年度比較7.1%の減です。県全体の保険給付費について、国・県費等の公費で賄われない部分を県内市町村で分かち合う制度で、それぞれの市町村の医療水準や所得水準、年齢構成等で算定された額を県へ納付するものですが、町長報告にもございましたとおり、令和3年度におきましては新型コロナウイルス感染症の影響を受け、被保険者の受診控えと自治体の軽減負担を考慮され、県から示された額でございます。

6款保険事業費3,462万8,000円、対前年度比較10.5%の増で、いずれも生活習慣病を中心とした疾病予防と医療費の伸びを抑制するための保険事業予算、特定健康診査委託料及び受診率向上に向けた事業予算を計上しております。

国民健康保険特別会計は以上でございます。

次に、議案第20号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出についてでございます。

議案書は1ページでございますが、このまま令和3年度特別会計歳入歳出予算書で説明させていただきます。

予算書の55ページをお願いいたします。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億8,300万円と定める。第2項歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしており

ます。

次の57ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料2億7,280万円、対前年度比較3.3%の増でございます。これは、福岡県後期高齢者医療広域連合が試算しました額を計上しております。

3款1項他会計繰入金1億1,014万2,000円、対前年度比較4.2%の増でございます。人件費を含む事務費にかかります繰入金と保険料軽減分に相当いたします保険基盤安定繰入金を計上しております。

次の58ページをお願いいたします。歳出です。

1款1項総務管理費1,193万4,000円、対前年度比較14.5%の減で、職員人件費が主なものでございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金3億6,835万9,000円、対前年度比較4.0%の増でございます。歳入の保険料、保険基盤安定繰入金などで収納いたしましたものを広域連合へ納付するものでございます。

以上、令和3年度後期高齢者医療特別会計の主な予算でございます。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 次に、議案第21号から議案第23号までについて、稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） 議案第21号でございます。別冊の特別会計歳入歳出予算書の87ページをお願いいたします。

令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計予算についてです。

令和3年度須恵町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ11億3,200万円と定めるものです。第2項歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により説明いたします。

地方債第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表の地方債により説明いたします。

89ページをお願いいたします。歳入の主なものです。

1款分担金及び負担金1項負担金1,308万8,000円、前年度比1.3%の減は、供用開始面積の減によるものです。

2款使用料及び手数料1項使用料3億1,938万9,000円、前年度比14.7%の増は、前年度実績による増及び新規住宅の使用開始分を見込んでおります。

3款国庫支出金1項国庫補助金8,500万円、前年度比7.6%の減は、管渠築造工事の減によるものです。

5款繰入金1項他会計繰入金3億3,786万8,000円、前年度比6.3%の減です。2項

基金繰入金 2,354万4,000円、前年度比2.8%の減は、平成29年度から令和2年度までの基金積立てから該当年の令和3年度の基金へ繰り入れるものです。

8款町債1項町債3億5,310万円、前年度比10.2%の減は、流域下水道建設費等の減によるものです。

次に、90ページをお願いします。歳出の主なものでございます。

1款総務費1項総務管理費2億6,275万6,000円、前年度比14%の増は、負担金増によるものです。

2款1項下水道事業費3億5,820万7,000円、年前年度比16.9%の減は、工事請負等の減によるものです。

3款1項公債費5億1,004万2,000円、前年度比の1.6%の増は、償還元金の増によるものです。

次に、91ページをお願いします。

第2表地方債、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額2,310万円、多々良川流域関連公共下水道分1億6,490万円、資本費平準化債公共下水道分9,900万円、資本費平準化債流域下水道分1,710万円、特別措置分4,170万円、公営企業会計適用債730万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、127ページをお願いいたします。

議案第22号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ7,500万円と定めるものです。第2項歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により説明いたします。

地方債の第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表の地方債により説明いたします。

次に、129ページをお願いします。歳入の主なものです。

2款使用料及び手数料1項使用料646万9,000円、前年度比5.2%の増は、前年度実績による増を見込んでおります。

5款繰入金1項他会計繰入金4,252万2,000円、前年度比23.7%の減です。

6款町債1項町債2,600万円、前年度比16.4%の減です。

次に、130ページをお願いします。歳出の主なものです。

1款1項総務管理費334万5,000円、前年度比16.4%の減は、委託料と公課費の減によるものです。

2款1項農業集落排水事業費1,469万4,000円、前年度比38.8%の減は、需用費と

委託料の減によるものです。

3款1項公債費5,621万6,000円、前年度比12.6%減は、元金償還金の減によるものです。

次に、131ページをお願いします。

第2表地方債、起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、限度額2,130万円、公営企業会計適用債、限度額470万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

続きまして、水道事業会計予算書の1ページをお願いいたします。

議案第23号令和3年度須恵町水道事業会計予算についてでございます。

第1条、令和3年度須恵町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予算量は次のとおりとします。1、給水戸数1万1,000戸、前年度比0.2%の増を見込んでおります。2、年間総水量279万2,000立方メートル、前年度比4.4%の増を見込んでいます。3、年間有収水量268万1,000立方メートル、前年度比5.7%の増を見込んでいます。4、1日平均水量7,649立方メートル、前年度比4.4%の増を見込んでいます。5、建設改良事業費1億1,992万6,000円、前年度比11.4%の増を見込んでいます。これは、浄水施設の改良費の増によるものです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入は、第1款水道事業収益6億4,939万5,000円、前年度比2.2%の増、主なものは営業収益のうち給水収益の増によるものです。

支出は、第1款水道事業費5億9,237万8,000円、前年度比1.8%の減、主なものは、営業用費のうち原浄費の委託料、総係費の人件費等の減によるものです。

次の4ページをお願いします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入は、第1款資本的収入2,700万円、前年度比28.6%の増、これは、配水管等施設改良工事に伴う負担金の増です。

支出は、第1款資本的支出1億8,951万8,000円、前年度比9.5%の増、これは、浄水施設改良に伴う工事請負費の増によるものです。

第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,251万8,000円は、損益勘定留保資金等で補填するものです。

第5条、次に掲げる経費の流用については、議会の議決を得なければならない。1、職員給与費8,635万5,000円、前年度比7.6%の減は、人事異動によるものです。2、公債費10万円、前年比と同額です。

第6条、棚卸資産購入限度額は600万円と定める。これは量水器の購入限度額です。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第18号から議案第23号までについては、先ほど設置した予算審査特別委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号から議案第23号までは、予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

---

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。次の本会議は、3月8日午後10時から行います。

本日は、これにて散会します。（「午後って言いなつたよ。午前って言わんで午後って言いました」の声あり）ごめんなさい。すいません。誠に申し訳ございません。

次の本会議は、3月8日午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

午後1時56分散会

---